

各弁護士近況

大川 正二郎

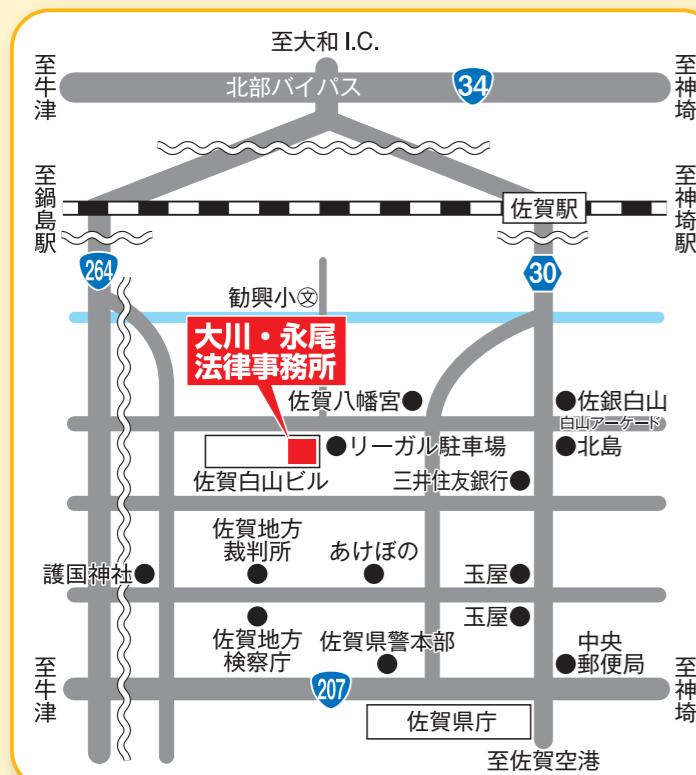
中国語や韓国語を留学生に教えてもらったり、ロータリークラブで留学生のお世話をしたり、弁護士会やロータリークラブ、テニスクラブの国際交流に参加したり、と最近は外国の方に触れる機会が増えています。ニュースではどうしても政治問題や事件が大きく取り上げられて、「あの国はどうなんだろう」と思ったりすることもありますが、実際に外国の方に触れてみると「やはり同じ人間なんだなあ」と思います。そのことは外国の方も同じようで、日本に実際に来てみると、それまで持っていたイメージとは異なり、「日本は本当にいいところだ」と思ってくれるようです。お互いにもっとよく知り合えば、きっとハイスピーチなんかなくなるのではないかと思います。

永尾 竹則

この春、我が家もついに犬を飼うことになりました。子供たちから7年間ずっと飼いたいと言われてきましたが、私はこれまで犬を飼ったことがなく、飼い方が分からなかつたこともあって、飼うのを何とか避けてきました。ですが、それもできなくなり、子どもたちの願いに応えることになりました。お世話が大変だということがネックになっていたのですが、飼っている方からは、飼いだすと良いものだよと言われるので、初めての私もなんとなく楽しみになってきています。これで兄弟げんかも少し減れば良いなと思っています‥‥。

鳥飼 亜由美

長年ペーパードライバーだったのですが、昨年の秋頃から、ようやく車の運転を始めました。事故を起こすのが怖く、ずっと車の運転を避けていたのですが、意を決して乗り始めると、なんと便利なことか!今まで、夏の暑い日には汗ダラダラ、冬の寒い日には凍えながら自転車移動していた毎日が一変し、快適にいろいろなところに行けるようになりました。もっとはやく乗つていればよかった~。これからは、安全運転に気を付けながら、自動車生活を楽しみたいです。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL:<http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第 11 号

大川・永尾法律事務所



ごあいさつ

暖かい季節になつてきました。春は、入学、進学、就職だけではなく、新たな出会いとともに何かが始まる季節であります。

新たな何かが始まると、この先、どのようないい出しが待っているのか、自分はどう進んで行けば良いのか、不安と期待が入り混じった複雑な気持ちになると思います。
でも、立ち止まるわけにはいかないので、勇気を持って踏み出し、前に進み続ければ何とか道は開けて行くような気がします。時には困難なことに出会うかもしれません、そのような時は、一生懸命考えてみたり、少し心身を休めて見方を変えてみたり、周りからサポートをいただいたりして何とかクリアできて行くかなだと思います。
当事務所も、新たな体制で踏み出して六年目になります。以来、顧客満足度No.1を目指して邁進して参りました。今後も、引き続きより良いリーガルサービスをご提供できるよう、当事務所弁護士、スタッフ一同努力して参りたいと思います。
皆様にとりまして、この春がより良いスタートでありますようにお祈り申し上げます。

平成二十九年四月吉日

弁護士 永尾竹則



遺産の預金、引き出せない?

弁護士(弁)と飲み仲間の熊五郎(熊)の飲みニケーションシリーズ第3弾。

熊:先生、今度は女房の話なんだけど、女房は3人姉妹の長女で3年前に親父を亡くし、今回はお袋を亡くしたんだ。お袋は300万円の預金を残してるのは分かってんだけど、他の遺産はよく分からんんだ。それで三女が病気がちで医療費もかかるから300万円の内の100万円はもらえるものと思って銀行に行ったら、預金の引出はできないってんだ。親父の時は自分の取り分は引き出せたのに、どうなってんだい?

弁:熊さんだけでなく、奥さんも御不幸続きで大変だね。ところで、遺産の預金なんだけれど、以前は確かに相続分は銀行から引き出せたんだけど、平成28年12月19日に最高裁判所の判決が出て、それからは相続分だけでも引き出せなくなつたんだ。

熊:なんでい、その判決というのは?

弁:以前は、遺産の預金は遺産分割手続きをしなくても当然に相続分に応じて分割されると考えられていたので、銀行から自分の相続分だけ引出ができるんだけど、今回の判決では、預金も遺産分割の対象となるから遺産分割が済まないと相続分だけを先にもらうことはできないとされたんだよ。遺産の不動産を誰かの名義にした時など、お金で調整するだろ。その調整をするのに預金で調整するのが便利だという訳なんだ。

熊:それじゃ、どうしたらいいんだい?

弁:二女も一緒になって3人連名で引出手続きをすればいいよ。

熊:それが、二女が「遺産がはつきりするまで手をつけたくない」なんて言うんだ。このままじゃ三女がかわいそうでよ、あっしゃあ…うぐ(涙)。

弁:熊さんも優しいな。それなら、遺産分割審判を家裁に申立て、審判前の保全処分として預金の一部を、例えば30万円を三女が取得し、それを基に銀行から引き出すようにするといいよ。

熊:ひえ~、なんかややこしいな。

弁:弁護士に任せれば大丈夫。費用が心配なら法テラスもあるし。

弁護士
大川 正二郎

遺言書のお話し～各方式のメリット・デメリット～

遺言書を作ろうかとお考えになっている方は昔に比べると増えているような気がします。そこで、遺言書にはどのような種類のものがあって、その種類ごとのメリットやデメリットを少しお話ししたいと思います。

遺言書の種類には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三つの種類があります。緊急の場合等の特別の方式もありますが、ここでは割愛します。

自筆証書遺言は、色々と手間をかけずにいつでも自分で作れるものです。そして、遺言したことやその内容は秘密にしておくことができます。そういう意味では最も簡単に作れるものかもしれません。しかし、遺言書の作成方式に関しては、法律上かなり厳しい要件が定めています。そのため、方式に不備があると遺言書自体が無効になってしまう可能性があります。また、内容は遺言する人の意思が明確に分かるような表現になつてないと、如何様にも解釈されてしまい遺言する人の意思が実現できなくなります。また、遺言書の保管については、遺言書の紛失や損傷、存在が気づかれない等のおそれがあります。

公正証書遺言は、証人2人以上の立会で公証人に遺言書を作成してもらいます。この遺言書については、公証人役場に出向くか、公証人に来てもらう必要があることや、立会人が複数必要な点で面倒なところがありますし、内容を必ずしも誰に対しても秘密にできるわけではありません。しかし、この遺言書は公証人という法律の専門家が遺言したい人の意思を聞いて作成しますので、表現が曖昧であったり、方式の不備が生じたりするおそれは少ないです、遺言書の紛失や偽造、変造等を防止することができます。

それともう一つが秘密証書遺言です。これは、予め作成していた遺言書を封に入れて封印し、証人に立ち会ってもらって公証人の前に提出して公証してもらうものです。この方法であれば遺言書の内容を秘密にしておくことはできますし、自筆証書と違って、署名を除けば、他人に代筆してもらったり、タイプライターやワープロで文章を作ることもできます。もっとも、加除等変更については、訂正印を押すなどちょっと面倒なこともあります。

このように遺言書にはその方式によって色々メリットもデメリットもありますので、どの方式が良いかはやはり遺言書を作ろうとする方の事情に寄るところが大きいと思います。ただ、一般的に何が最も安心かという観点から言えば公正証書遺言だと思います。



弁護士
永尾 竹則

子の養育費を支払うのはいつまで?

離婚等に関する法律相談を受けていると、「養育費はいつまでもらえるのですか」と質問されることがあります。

養育費は「未成熟子」に対して支払われるものですから、原則的な支払期間は、子が未成年の間、ということになります。

もっとも、未成熟子が未成年と完全にイコールかというとそうではありません。未成年でも、働いて経済的に自立しているような子はもはや「未成熟子」とはいえないでしょう。また、成年に達しても、心身に障害があり療養中であるなど、やむをえず自活することができない子については、なお「未成熟子」と考える必要があります。

では、子が成年に達し、働いて自活できる程度の健康体ではあるけれども、大学や専門学校などに通っていて学費や生活費が必要な場合にも、なお養育費は請求できるでしょうか。

大学や専門学校などへの進学率が上昇している昨今、健康で成年に達したからといって一律に養育費を支払わなくてもよいとするのは、社会の実態に必ずしも合致していないといえそうです。そこで、裁判では、進学に対する親の意向や進学の経緯、親の資力、学歴、学費や生活費の負担状況などの家庭環境、就労しながら学業を継続することが困難か否か、奨学金などによる補てんの可能性など、様々な事情を考慮したうえで、養育費の請求を認めてよいか判断しているようです。ですから、成人した子が大学進学中であるような場合、上記のような様々な考慮要素に関する主張を粘り強くしていくことが肝要です。

もっとも、子はまだ幼いけれども、将来大学進学をするかもしれない、といった段階の場合、その時点で、成人に達したのちの養育費の請求が認められることは、あまりないように思います。そのような場合には、進学の予定や学費の負担が具体的に顕在化した時点で、改めて従前の養育費の増額や支払期間延長の申立てをすることになるでしょう。

養育費の問題は、時に複雑な様相を呈することもありますから、お困りになられた際には、一度ご相談ください。



弁護士
鳥飼 亜由美